

学校給食費の公会計化とは

学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進している。



見込まれる効果

① 教員の業務負担の軽減

→督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。

② 保護者の利便性の向上

→納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(クレジットカード、コンビニ払い等)

③ 徴収・管理業務の効率化

→一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

④ 透明性の向上、不正の防止

→経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

⑤ 公平性の確保

→効果的な徴収により、滞納が減少する。

⑥ 給食の安定的な実施・充実

→効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などもしやすくなる。



学校給食費徴収・管理に関するガイドライン

- 文部科学省では、「**学校給食費徴収・管理に関するガイドライン**」を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し本ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知したところ。
- 本ガイドラインでは、地方公共団体において学校給食費の公会計化を進める際の参考となるよう、作成にあたり地方公共団体に対して書面調査を行うとともに**先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査**を実施して、実務上参考となる事柄を幅広くとりまとめている。

<公会計化に向けたスケジュールイメージ>

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|--------|-------------------|---------------------------------|-------------------------|------------|--------|--------|
| 文部科学省 | 【7月】 ガイドラインの策定 | | 周知・徹底 | | | |
| 地方公共団体 | | 公会計化に向けた検討・準備 | | | | |
| | | 【2022年度からの公会計化に向けた主な準備工程（イメージ）】 | | | | |
| | | 体制の整備 | | | | |
| | | 業務システム導入の検討・ 予算要求等 | 業務システム調達・導入・ 開発・テスト等 | | | |
| | | 徴収方法の検討、徴収に向けた準備 | | | | |
| | | 未納等対応の検討 | | | | |
| | | 継続的に必要な経費の検討・ 予算要求等 | | | | |
| | | 条例・規則整備 | | | | |
| | | 保護者への周知 | | | | |
| | | | | 公会計制度を導入開始 | | |

学校給食費の公会計化について② ～具体的な事例～

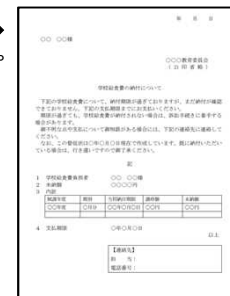
徴収方法に関する事例

- **コスト削減の工夫をしながらインターネットサービスを利用した納入に対応している事例**
 - ふるさと納税等の徴収と同じ契約とすることで固定費を抑えながら、インターネットサービスを利用した納入に対応。
- **児童手当からの徴収を行っている事例**
 - 積極的な呼びかけによって、約4割の保護者が児童手当からの徴収を選択。徴収率の維持向上や職員の負担軽減につながっている。
 - 学校給食申込書の中に、未納があった場合に児童手当から徴収することに同意するか回答する欄を設けて、児童手当からの徴収申出をあらかじめ取得。実際に未納があった際には、トラブルを防ぐために児童手当から徴収する前に事前に相談するなどの配慮も実施。
- **市税等と併せた口座振替に対応している事例**
 - 口座振替依頼書の様式を市税等と統一し、保護者が市税等と併せて口座振替依頼を実施できるようにしている。

未納への対応に関する事例

- **地方公共団体内で協力体制を整備し、効率的に督促している事例**
 - 市税との同一処理により、納税課（納税部門）から督促文書を送付。
 - 納付期限から一定期間以上経過した学校給食費の債権については、収納課（債権管理・徴税部門）で対応。
- **滞納している保護者への督促・徴収の業務を弁護士事務所に委託している事例**
 - 一定額以上の学校給食費を滞納している保護者への督促・徴収の業務を、弁護士事務所に委託。委託料については、回収できた金額に応じた完全成功報酬制を採用。

督促通知の参考様式も →
ガイドラインに掲載しています。



食材調達方法の工夫に関する事例

公会計化により地方公共団体の財務会計ルールによることになるが、以下のような工夫が考えられる。

- **食材に応じて、教育委員会での共同購入又は各学校での発注を効果的に選択している事例**
 - 生鮮食材等は、安全性の確保、旬の地場産や国内産を優先する考えのもと、産地や品質、価格等を総合的に勘案し、各学校の栄養教諭等が選定、発注。共同購入が可能な調味料や加工食材等は、教育委員会において調達を集約し、入札により、食材及び納入業者を決定。
- **学校給食専用の業者登録制度を設けて質の良い食材調達を行っている事例**
 - 生鮮食材等については、一般の入札参加登録ではカバーが難しい小規模な地元小売業者から、質の良い食材を調達できるよう、学校給食専用の業者登録制度を創設。登録要件として、市税等の滞納がないこと、保健所等による定期的な検査等、食材に関する法令等を遵守していること等の合規性などを設定。

